



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
4月12日
第503号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課) 1
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 1
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 2
- 漁船損害等補償法の規定による同意の認定 (水産課) 2
- 道路の供用開始 (道路保全課) 2
- 都市計画の変更 (都市計画課) 2

○ 公 告

- 県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (農村振興課) 3
- 公共測量実施公告 (監理課) 3
- 公共測量終了公告 (監理課) 3

○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区役員退任および就任公告 (湖東、湖北) 4

○ 病院事業庁規程

- ※滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の一部改正 5

○ 正 誤

- 令和6年3月1日付け第491号滋賀県告示第66号中 6

告 示

滋賀県告示第146号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
やまでら指定短期入所生活介護事業所	草津市山寺町1118	社会福祉法人よつば会 理事長 中森寛	草津市南笠町891	介護予防短期入所生活介護	令和6.5.1	2570600946

滋賀県告示第147号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
--------	---------	----	------------	--------------	-------	-------

コペルプラス彦根駅前教室	彦根市駅東町13番1A&S東駅前ビル3階	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和6.4.1	2550200329
放課後等デイサービスマネビー	長浜市川崎町207番地1	合同会社MANEBU	長浜市唐国町789番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6.4.1	2550300285
こども発達サポートカラフルびわ	長浜市曾根町1259番地1	一般社団法人スイビー	長浜市平方町238番地ワイエフビル23	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6.4.1	2550300293
凜近江八幡ひなた	近江八幡市川原町一丁目1番7	株式会社奏	守山市守山二丁目11番17号	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6.4.1	2550400309
ぱれっと	高島市新旭町藁園2607	社会福祉法人虹の会	高島市新旭町北畑45番地	児童発達支援	令和6.4.1	2552200111

滋賀県告示第148号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
凜川原町	近江八幡市川原町一丁目1番7	株式会社奏	守山市守山二丁目11番17号	放課後等デイサービス	2550400143	令和6.3.31

滋賀県告示第149号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、湖西加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月12日から令和6年4月26日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
水谷彦根線	彦根市仏生寺町字寒谷25番25地先から 彦根市仏生寺町字寒谷31番1地先まで	令和6.4.22 9時	L=101.6m

滋賀県告示第151号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・3・15号 野洲川幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 守山市水保町から同市同町まで
- 3 図書の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

公 告

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営野洲川沿岸上流地区土地改良事業(ため池等整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営野洲川沿岸上流地区土地改良事業(ため池等整備事業)の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和6年4月12日から令和6年5月15日まで
- 3 縦覧場所 甲賀市産業経済部農村整備課
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 2 作業の地域 栗東市六地藏
- 3 作業の期間 令和6年3月6日から令和6年9月12日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 令和6年3月22日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 若公 崇敏から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測深)

2 作業の地域 野洲川流域(湖南市、栗東市、野洲市、守山市)

3 作業の終了日 令和6年3月21日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)

2 作業の地域 野洲市全域

3 作業の終了日 令和6年3月29日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(MMS計測による路面性状調査)

2 作業の地域 高島市全域

3 作業の終了日 令和6年2月29日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)

2 作業の地域 高島市全域

3 作業の終了日 令和6年3月22日

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、河瀬土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月12日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	種村 信一朗	彦根市蓮台寺町318

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	種村 久男	彦根市蓮台寺町383

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、姉川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月12日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國 友 芳 蔵

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	滝本善之	米原市伊吹635番地
”	石河勝美	同 所395番地
”	山口和彦	米原市間田227番地
”	西口善典	同 市天満835番地
”	清水貞夫	同 市小田263番地2
”	矢野邦昭	同 市朝日521番地
”	塚原俊幸	同 市村居田1519番地1
”	堀田久雄	同 市市場278番地
”	宮下邦夫	同 市井之口604番地
”	野一色義明	同 市野一色345番地
”	田中重雄	長浜市相撲庭町978番地
”	笈太津郎	同 所861番地2
”	井上源蔵	長浜市佐野町509番地
”	多賀長人	同 市野村町609番地
”	田邊正人	同 市東上坂町917番地
”	若林正道	同 市西上坂町428番地
監 事	烏脇正彦	米原市池下518番地
”	河崎義春	長浜市今荘町458番地
”	伊夫伎博夫	米原市伊吹397番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	滝本善之	米原市伊吹635番地
”	石河勝美	同 所395番地
”	山口和彦	米原市間田227番地
”	西口善典	同 市天満835番地
”	杉山亨	同 市小田345番地
”	矢野邦昭	同 市朝日521番地
”	塚本良典	同 市村居田637番地1
”	堀田尚良	同 市市場70番地5
”	清水光治	同 市井之口427番地
”	野一色義明	同 市野一色345番地
”	山田善郎	長浜市相撲庭町715番地
”	井上史朗	長浜市佐野町507番地
”	寺居壽彦	同 市野村町744番地
”	田邊正人	同 市東上坂町917番地
”	若林正道	同 市西上坂町428番地
”	西尾修	同 市千種町53番地1
監 事	井場義裕	米原市池下400番地
”	河崎義春	長浜市今荘町458番地
”	伊夫伎博夫	米原市伊吹397番地

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第9号

滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第15号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月12日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表医師および歯科医師の部を次のように改める。

医師および歯科医師	精神医療センターに 所属する者	診察衣 ズボン トレーニングウェア	8 6 2	4 4 3
	その他の者	診療衣 ズボン	6 6	4 4

別表医学物理士、保健師、放射線技師、検査技師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、公認心理師、心理判定員、臨床工学技士および精神保健福祉士の部小児保健医療センター（療育部）に所属する者の項の次に次のように加える。

精神医療センター (診療局)に所属する者	診療衣	8	4
	ズボン	6	4

付 則

- この規程は、令和6年4月12日から施行する。
- この規程の施行の際現に貸与されている被服については、改正後の滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

正 誤

令和6年3月1日付け第491号滋賀県告示第66号中

ページ	行	誤	正
4	27	2.4m	4.9m